せとまちサポーター設置要綱

（設置）

第１条　せとまちブランディング戦略に基づき、市民が主体的に瀬戸市の魅力を広く発信することにより、認知度の拡大や市民の誇りと愛着の醸成を図るため、せとまちサポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

（活動内容）

第２条　サポーターは、次に掲げる活動を行うこととする。

（1）本市の魅力である「自然と共生しながら育まれてきたものづくり文化」、

「やきものづくりとも深く関わってきた里山」等の魅力をＳＮＳ等を活用し

　て広く発信すること。

（2）本市の主催する催し等へ参加し、ＳＮＳ等を活用して広く発信すること。

（3）その他市長が必要と認める活動

　(要件)

第３条　サポーターは、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

（1）本市に対して愛着を持っている者であること。

（2）本市の魅力を理解し、主体的に発信していくことができる者であること。

（登録）

第４条　サポーターとして登録しようとする者は、せとまちサポーター登録申込書(様式第１号)を市長に提出するものとする。

２　サポーターは、登録に際して、市が実施する所定の講習を受講しなければならない。ただし、市長が講習を受講させる必要がないと認めるときは、この限りでない。

３　市長は、サポーターとして登録した者に、せとまちサポーター会員証（様式第２号。以下「会員証」という。）を交付するものとする。

（任期）

第５条　サポーターの任期は、定めないものとする。ただし、市から定期的に

　登録の継続について意思確認を行うものとする。

第６条　サポーターは、登録の内容に変更が生じた場合は、せとまちサポーター登録変更届(様式第３号)を市長に提出しなければならない。

（登録特典）

第７条　市長は、サポーターに登録した者に対し、せとまちサポーター会員特典（以下「特典」という。）を付与し、その証としてせとまちサポーター会員特典証（様式第４号。以下「会員特典証」という。）を交付する。

２　前項に規定する特典の内容は、別に定める。

３　会員特典証の有効期限は、会員特典証」の交付を受けた日の属する年度の年度末から２年間とする。

４　前項の規定にかかわらず、第５条ただし書の規定により、サポーターとしての登録の継続の意思確認ができた者については、会員特典証の有効期限を２年間更新するものとする。

（登録解除）

第８条　サポーターは、登録を解除しようとするときは、せとまちサポーター

　登録解除届(様式第５号)を市長に提出するとともに、会員証及び会員特典証

を返還しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、サポーターが[次の各号](http://www.city.tsubame.niigata.jp/reiki/reiki_honbun/r353RG00000972.html#e000000068)のいずれかに該当するときは、登録を解除することができる。

（1）心身の故障のため、活動の遂行に支障があると認められるとき。

（2）サポーターとして不適格な表現又は言動があり、サポーターとしての適格

性を欠くに至ったとき。

（投稿写真に係る使用許可）

第９条　市は、サポーターに帰属するＳＮＳ等に投稿した写真等の著作物（以下「投稿写真」という。）の利用について、本市が行うポスター、チラシ、ホームページ等でのＰＲ活動に限り、無償で利用できることとし、第４条に規定するサポーターの登録申込の際に、その旨の許諾を得ることとする。

２　前項の規定に基づき、投稿写真を市が利用するに当たっては、利用方法及び

　条件の範囲を個別にサポーターと協議することとする。

（報酬等）

第１０条　サポーターに対する報酬及び活動に係る経費は支給しない。

（守秘義務）

第１１条　サポーターは、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。登録を

解除した後も同様とする。

（庶務）

第１２条　サポーターに関する庶務は、市長直轄組織シティプロモーション課

において処理する。

（その他）

第１３条　[この要綱](http://www.city.tsubame.niigata.jp/reiki/reiki_honbun/r353RG00000972.html#l000000000)に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

せとまちサポーター登録申込書

（宛先）瀬戸市長

私は、せとまちサポーターの趣旨を理解し、せとまちサポーターに登録します。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | （フリガナ） |
|  |
| 住所 | 〒 |
| 生年月日 | 昭和  平成　　　年　　月　　日　生 |
| 連絡先 | 電話番号：  メールアドレス：  使用するＳＮＳ：  使用するＳＮＳのＩＤ又はアカウント： |

※ご記入いただいた個人情報につきましては、せとまちサポーター活動に関することのみに利用します。

私がせとまちサポーターとしてＳＮＳに投稿した写真等については、瀬戸市が行うＰＲ活動に限り、無償で利用することを許諾します。（せとまちサポーターとして投稿した写真とは、「＃せとジェニック・＃いいもんせともん・＃せとまちサポーター」のいずれかのタグが付いたものを

指します。）

氏名

様式第２号（第４条関係）

****

**せとまちサポーター　会員証**

|  |  |
| --- | --- |
| 会員番号 |  |
| 氏名 |  |

上記の者は、せとまちサポーターであることを証明します。

　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　瀬戸市長　　　　　　　　　　　　　　　印

様式第３号（第６条関係）

年　　月　　日

せとまちサポーター登録変更届

（宛先）瀬戸市長

私は、せとまちサポーターの登録を変更したいので、届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更事項 | 会員番号 |  |
|  | 氏名 | （フリガナ） |
|  |
|  | 住所 | 〒 |
|  | 生年月日 | 昭和  平成　　　年　　月　　日　生 |
|  | 連絡先 | 電話番号：  メールアドレス：  使用するＳＮＳ：  使用するＳＮＳのＩＤ又はアカウント： |
| 変更日 | | 年　　月　　日 |

様式第４号（第７条関係）

**会員№**

せとまちサポーター

会員　特典証



有効期限：令和　年　月　　日まで

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

せとまちサポーター登録解除届

（宛先）瀬戸市長

私は、せとまちサポーターの登録を解除したいので、届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 会員番号 |  |
| 氏名 | （フリガナ） |
|  |
| 住所 | 〒 |
| 生年月日 | 昭和  平成　　　年　　月　　日　生 |
| 連絡先 | 電話番号：  メールアドレス： |
| 解除日 | 年　　月　　日 |